一　施行者の名称　大阪府及び阪神高速道路株式会社
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第百八十二号南部大阪都市計画道路事業三・二・二百十七―二号堺松原線及び一・三・〇―一号大和川線
三　事業施行期間　自平成二十年十二月十六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　平成二十年近畿地方整備局告示第百八十二号の事業地のうち天美西八丁目地内において事業地を変更する。

○近畿地方整備局告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間近畿地方整備局及び同局浪速国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十六号
(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
大阪府泉南郡岬町淡輪五六四八番一から和歌山市平井字西谷一一・四六～一七四・三二	七・七二メートル	七四〇番二まで キロメートル

(四)　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
大阪府泉南郡岬町淡輪二五〇九番一から同町淡輪二七四三番二まで	〇・七九～五・〇〇メートル	〇・一四四キロメートル

(五)　指定及び解除する期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相生市竜泉町二二五番一から同市竜泉町二三〇番一まで	前	二七・九四～五〇・四九メートル	〇・〇五〇〇キロメートル
	後	二七・九四～二八・三一	〇・〇五〇〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市土師新町二丁目五四番一から同市土師新町二丁目三一番一まで	前	三八・九一～四五・八二	〇〇・二二〇〇キロメートル
	後	一九・四六～四一・六五	〇〇・二二〇〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目一一六番二から同町法隆寺南一丁目一一三九番まで	前	七・五三～一二・八〇メートル	〇〇・一四一キロメートル
	後	一五・一八～二〇・七〇	〇〇・一四一

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相生市若狭野町入野字入鹿渕一一三五番一から同市若狭野町入野字池田一四三三番まで	前	二九・八三～四九・三〇メートル	〇〇・四五五キロメートル
	後	二三・四一～四一・〇九	〇〇・四五五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十三号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相生市若狭野町上松字大久保六四三番一から同市若狭野町八洞字五反田五六〇番まで	前	三一・五〇～七五・〇〇メートル	一一・五〇五五キロメートル
	後	三一・五〇～七〇・〇五	一一・五〇五五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十四号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市土師新町二丁目五四番一から同市土師新町二丁目三一番一まで	前	三八・九一～四五・八二メートル	〇〇・二二〇〇キロメートル
	後	一九・四六～四一・六五	〇〇・二二〇〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目一一六番二から同町法隆寺南一丁目一一三九番まで	前	七・五三～一二・八〇メートル	〇〇・一四一キロメートル
	後	一五・一八～二〇・七〇	〇〇・一四一

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所